

呼値に関する規則

(昭和53. 5. 1実施)

(目 的)

第1条 この規則は、業務規程第14条第8項の規定に基づき、呼値に関し、必要な事項を定める。

(平成12. 9. 4、15. 1. 14、19. 5. 7変更)

(売買の種類)の指示

第2条 呼値を行うときは、売買の種類を指示するものとし、指示のない呼値は、普通取引に係る呼値とする。

(平成10. 12. 1変更)

(呼値の効力)

第3条 呼値の効力は、次の各号に定めるところによる。

(1) 売買システムによる売買の呼値

取引参加者端末装置から入力する方法による呼値(以下「システム呼値」という。)は、当日の売買立会終了時に効力を失うものとする。

(2) 売買システムによる売買以外の呼値

注文控(以下「板」という。)に記載する方法による呼値(以下「板呼値」という。)は、当日の売買立会終了時に効力を失うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、業務規程第28条の規定により、売買の停止が行われた場合の呼値の効力については、当取引所がこれを失わせることができる。

(平成6. 5. 27第11条を第3条に繰上・変更、10. 12. 1、12. 9. 4、19. 5. 7、令和3. 4. 26変更)

(基準値段が定まるまでに行われた呼値の取扱い)

第4条 株券について呼値の制限値幅に関する規則に定める呼値の制限値幅の基準値段が定まるまでに行われた呼値のうち、当該基準値段が定まった時において同規則に定める呼値の制限値幅の上限の値段を超えることとなる買呼値又は下限の値段に満たないこととなる売呼値は、当該呼値が行われた時からそれぞれ上限又は下限の値段により行われていたものとみなす。

(平成10. 3. 2、18. 5. 1変更)

(株券の呼値の制限)

第4条の2 取引参加者は、株券について、1円未満の値段による呼値を行ってはならない。

(平成26. 7. 22追加)

(転換社債型新株予約権付社債券の呼値の制限)

第5条 取引参加者は、転換社債型新株予約権付社債券について、売買立会終了時に執行することを条件とする呼値を行ってはならない。

(平成6. 5. 27第6条を第5条に繰上、14. 4. 1、18. 5. 1変更)

第6条及び第7条 削 除 (平成10. 3. 1、10. 12. 1変更)

(成行呼値等の禁止)

第8条 当取引所は、株券(当取引所、国内の他の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所若しくは組織さ

れた店頭市場において上場又は継続的に取引されている銘柄を除く。)のうち新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。)の上場後最初の約定値段(以下「初値」という。)の決定日まで、成行呼値等を禁止することができる。

- 2 当取引所は、前項のほか、売買の状況等を勘案して必要があると認めるときは、成行呼値等を禁止することができる。

(平成6.5.27第7条を第8条に繰上・変更、10.12.1、14.4.1、令和5.6.26変更)

(呼値の方法等)

第9条 システム呼値は、取引参加者端末装置からその内容を入力することにより行うものとする。

- 2 板呼値は、その内容を当取引所が適当と認める方法によって当取引所に通知することにより行うものとする。

- 3 業務規程第12条第2項に規定する売買における次の各号に掲げる呼値は、当該各号に定めるところにより処理するものとする。

(1) 売呼値が行われているときにおける当該値段より高い値段の買呼値は、当該呼値の限度の値段までに、これまでに行われている個々の値段の呼値に対当する呼値として処理するものとする。

(2) 買呼値が行われているときにおける当該値段より低い値段の売呼値は、当該呼値の限度の値段までに、これまでに行われている個々の値段の呼値に対当する呼値として処理するものとする。

- 4 当取引所は、売買の状況等を勘案して必要があると認めるときは、板呼値の整理を行うことができる。

(平成6.5.27、10.12.1、12.9.4、14.4.1、19.5.7変更)

(空売りの区分)

第10条 業務規程第14条第1項第2号に規定する空売りである旨は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第15条第1項各号に規定する取引であるか否かの別を区分して明らかにしなければならない。ただし、直接上場銘柄の初値の決定前その他当取引所が適当と認める場合については、この限りでない。

(平成6.5.27追加、12.9.4、13.1.6、14.4.1、16.12.13、17.6.20、19.9.30、21.11.9、22.7.15、25.11.5、令和5.6.26変更)

第11条 削 除 (平成6.5.27、10.12.1、12.9.4、14.4.1、19.5.7変更)

(認定気配値段)

第12条 当取引所は、市場情勢の推移等により必要と認めるときは、国内の他の金融商品取引所における約定値段、気配その他の実情を勘案して気配値段を定め、当該気配値段を認定気配値段として、電子情報媒体を通じて一定の表示等を行うものとする。

(平成6.5.27第15条を第12条に繰上、12.9.4、14.4.1、19.5.7、19.9.30、22.1.4変更)

(特別気配表示による呼値の特別周知)

第13条 当取引所は、呼値の値段が価格の継続性維持の観点から適正と認める範囲外のものであるとき又は呼値の状況等から必要があると認めるときは、次の各号に定める表示(以下「特別気配表示」という。)により、その存在を特別に周知するものとする。

(1) 売買システムによる売買の呼値については、取引参加者端末装置に一定の表示

(2) 売買システムによる売買以外の売買の呼値については、当取引所がその都度定める。

- 2 前項の特別気配表示を行う時期及びその値段は、当取引所がその時の呼値の状況等を勘案してその都度定めるものとする。
- 3 直接上場銘柄の初値決定前における最初の特別気配値段については、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。
- (1) 上場申請日以降の日に株券の公募（一般募集による新株の発行をいう。）又は売出しが行われた銘柄（以下「公募銘柄」という。）については、当該発行価格又は売出価格とする。この場合において、当該発行価格又は売出価格について、当該値段における呼値の単位に満たない端数金額があるときは、これを切り上げる。
- (2) 公募銘柄以外の銘柄については、当取引所が呼値の状況等を勘案して定める。
- 4 第1項の特別気配表示は、当該呼値を表示した時から当取引所が適当と認める時間を経過するごとに、次の各号に定める値幅以内の値段（直接上場銘柄（初値の決定前に限る。）における当該直接上場銘柄、事業を承継させる人的分割（分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。）が行われる銘柄（当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。）の当該株式の交付に係る権利落後最初の約定値段（以下「権利落後始値」という。）の決定前における当該人的分割銘柄、株式無償割当て（割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。）が行われる銘柄であって当取引所がその都度指定する銘柄（以下「株式無償割当て銘柄」という。）の権利落後始値の決定前における当該株式無償割当て銘柄及び上場廃止の基準に該当し整理銘柄に指定された銘柄のうち、当取引所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日（当該約定値段の決定前に限る。）までにおける当該銘柄については、当取引所が呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段）をもって更新することができる。

(1) 株券

特別気配値段				値	幅
200円未満のもの				上下	5円
200円以上	500円未満のもの			〃	8円
500円	〃	700円	〃	〃	10円
700円	〃	1,000円	〃	〃	15円
1,000円	〃	1,500円	〃	〃	30円
1,500円	〃	2,000円	〃	〃	40円
2,000円	〃	3,000円	〃	〃	50円
3,000円	〃	5,000円	〃	〃	70円
5,000円	〃	7,000円	〃	〃	100円
7,000円	〃	1万円	〃	〃	150円
1万円	〃	15,000円	〃	〃	300円
15,000円	〃	2万円	〃	〃	400円
2万円	〃	3万円	〃	〃	500円
3万円	〃	5万円	〃	〃	700円
5万円	〃	7万円	〃	〃	1,000円
7万円	〃	10万円	〃	〃	1,500円

呼値に関する規則

10万円	15万円	3,000円
15万円	20万円	4,000円
20万円	30万円	5,000円
30万円	50万円	7,000円
50万円	70万円	1万円
70万円	100万円	15,000円
100万円	150万円	3万円
150万円	200万円	4万円
200万円	300万円	5万円
300万円	500万円	7万円
500万円	700万円	10万円
700万円	1,000万円	15万円
1,000万円	1,500万円	30万円
1,500万円	2,000万円	40万円
2,000万円	3,000万円	50万円
3,000万円	5,000万円	70万円
5,000万円以上のもの		100万円

(2) 債券 30銭

(3) 転換社債型新株予約権付社債券

転換社債型新株予約権付社債券の値幅は、次のとおりとする。ただし、呼値の制限値幅に関する規則第3条第1項ただし書の規定により呼値の制限値幅を5円とする場合の値幅は、50銭とする。

行使対象上場株券の基準値段

値 幅

200円未満のもの

上下 5円 ×

当該転換社債型
新株予約権付社
債券の転換比率

額面100円当
たりの発行価額

新株予約権の行
使により発行す
る株式の発行価
額（以下「転換
価額」という。）

200円以上	500円未満のもの	8円 ×	〃
500円	700円	10円 ×	〃
700円	1,000円	15円 ×	〃
1,000円	1,500円	30円 ×	〃
1,500円	2,000円	40円 ×	〃
2,000円	3,000円	50円 ×	〃
3,000円	5,000円	70円 ×	〃
5,000円	7,000円	100円 ×	〃

呼値に関する規則

7,000円	1万円	150円	×	〃
1万円	15,000円	300円	×	〃
15,000円	2万円	400円	×	〃
2万円	3万円	500円	×	〃
3万円	5万円	700円	×	〃
5万円	7万円	1,000円	×	〃
7万円	10万円	1,500円	×	〃
10万円	15万円	3,000円	×	〃
15万円	20万円	4,000円	×	〃
20万円	30万円	5,000円	×	〃
30万円	50万円	7,000円	×	〃
50万円	70万円	1万円	×	〃
70万円	100万円	15,000円	×	〃
100万円	150万円	3万円	×	〃
150万円	200万円	4万円	×	〃
200万円	300万円	5万円	×	〃
300万円	500万円	7万円	×	〃
500万円	700万円	10万円	×	〃
700万円	1,000万円	15万円	×	〃
1,000万円	1,500万円	30万円	×	〃
1,500万円	2,000万円	40万円	×	〃
2,000万円	3,000万円	50万円	×	〃
3,000万円	5,000万円	70万円	×	〃
5,000万円以上のもの		100万円	×	〃

(呼値の単位に満たない端数は切り上げる。)

(注) 当該転換社債型新株予約権付社債券が行使期間の中断が行われる転換社債型新株予約権付社債券である場合において、業務規程第26条の規定により定める行使条件の変更期日から次に適用される転換価額が確定する日までの間の転換比率の算定における転換価額は、当取引所がその都度定める。

- 5 第1項の規定により特別気配表示が行われている場合における当該特別気配値段に係る呼値の数量を超える数量の対当する呼値については、特別気配表示に係る数量を対当させ処理することができる。

(平成6.4.28、6.5.27、10.3.2、10.3.23、10.7.1、10.12.1、11.8.16、12.6.1、12.7.17、13.4.1、14.4.1、18.5.1、19.5.7、21.11.9、21.11.16、22.1.4変更)

(連続約定気配の表示)

- 第14条** 当取引所は、急激な価格変動を抑止する観点から当取引所が必要と認めるときは、取引参加者端末装置への一定の表示（以下「連続約定気配表示」という。）を行うものとする。
- 2 前項の連続約定気配表示を行う時期及びその値段は、当取引所がその時の呼値の状況等を勘案してその都度定めるものとする。
- 3 前条第5項の規定は、第1項の規定により連続約定気配表示が行われている場合について準用する。

(平成22.1.4追加、27.9.24変更)

(高速取引行為に係る取引戦略の区分)

第15条 業務規程第14条第1項第7号に規定する高速取引行為に係るものである旨は、当取引所が別に定める高速取引行為に係る取引戦略の別を区分して明らかにしなければならない。

(平成30.4.1追加)

付 則

この改正規定は、平成10年3月1日以降の日で、本所が定める日から施行する。

(注)「本所が定める日」は平成10年3月23日

付 則

この改正規定は、平成10年3月2日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成12年6月1日以降の日で、本所が定める日から施行する。ただし、第13条第4項本文の改正規定は、平成12年6月1日から施行する。

(注)「本所が定める日」は平成12年7月17日

付 則

この改正規定は、平成12年6月26日以降の日で、本所が定める日から施行する。

(注)「本所が定める日」は平成12年9月4日

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注)「本所が定める日」は平成12年9月4日

付 則

この改正規定は、平成13年1月6日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。)附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。
- 3 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日に新たに上場された銘柄であって、その直前に日本証券業協会に登録されていた銘柄については、なお従前の例による。

(注) 「当取引所が定める日」は平成16年12月13日

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年5月7日以降の日で、当取引所が定める日から施行する。

(注) 「当取引所が定める日」は平成19年5月7日

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年11月9日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に平成21年11月16日改正前の業務規程第28条第1号の規定により売買の停止が行われている銘柄については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この改正規定は、平成22年1月4日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第12条及び第14条の改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると当取引所が認める場合には、平成22年1月4日以後の当取引所が定める日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成22年7月15日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成25年11月5日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成26年7月22日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い売買を行うことが適当でないと当取引所が認める場合には、平成26年7月22日以後の当取引所が定める日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成27年9月24日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い売買を行うことが適当でないと当取引所が認める場合には、平成27年9月

24日以後の当取引所が定める日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和3年4月26日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和5年6月26日から施行する。

(変更)

[昭和61.8.2、63.5.2、平成1.12.18、4.1.1、4.3.17、6.4.28、6.5.27、7.1.4、8.1.1、10.3.2、10.3.23、10.7.1、10.12.1、11.8.16、12.6.1、12.7.17、12.9.4、13.1.6、13.4.1、14.4.1、15.1.14、16.12.13、17.6.20、18.5.1、19.5.7、19.9.30、21.11.9、21.11.16、22.1.4、22.7.15、25.11.5、26.7.22、27.9.24、30.4.1、令和3.4.26、5.6.26]